

# 第2次八雲町男女共同参画プラン策定にあたって

八 雲 町 長 岩 村 克 詔

男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に制定されたことから、八雲町では平成17年3月に第1次八雲町男女共同参画プランを策定し、推進してまいりました。第1次プランの期間は10年間であり、平成27年3月に満了となることから、第2次プランを策定することとなり、平成26年6月に「八雲町男女共同参画社会をめざす会」の方や一般公募の委員、役場の副町長や関係各課長で策定委員会を立ち上げ検討してまいりました。第2次プランの策定にあたりまして、実務を担う策定プロジェクトチームも結成し、町内の男女共同参画の現状把握や素案づくりから始め、何度も議論を重ねて完成いたしました。平成27年4月からは、第2次プランを男女共同参画の新たな推進策として課題解決に向けてまい進する所存であります。

法律が制定されて15年が過ぎ、社会の中には男女共同参画の意識は強く浸透し、各職場や家庭でも男女が均等に介護や子育てに従事する傾向になっております。第2次プラン策定にあたって実施したアンケート調査の結果からも、家庭や職場で男性が優遇されている意識は低い結果になっておりますし、家事や育児等は男女関係なく、手が空いている方が行う意識が高い結果にもなっております。ただ、女性の政治や政策の方針決定への進出は依然低く、八雲町内の審議会委員の女性割合は20%（平成25年度）を下回っておりますが、国や道では35%（平成26年度）を超えていることから、女性が委嘱を受けやすい会議の開催方法等の検討が求められております。

第2次プランは

「男女が共に輝くまちづくりプラン」

～ 一人ひとりの町民が大切にされる優しいまちをめざして ～

として人権重視を基本に、これからの社会を担う次世代のため、男性・子どもの男女共同参画、あらゆる暴力の根絶、あらゆる分野への女性の参画、防災分野における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進等を柱に具体的な目標を定めたプランとなっております。

今後、第2次プランの目標が達成されるよう、町として着実な推進を図って参りますとともに、家庭や地域、職場、学校などでも活かしていただけるよう願っております。最後になりましたが、第2次プラン策定にご尽力いただきました関係各位に心から感謝を申し上げあいさついたします。

平成27年3月